

市外大学への通学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策として、大学生の地元定着を促進するため、生活の基盤を本市に置きながら、市外大学に新幹線又は高速バスで通学する大学生に対し、予算の範囲内において市外大学への通学支援事業補助金（以下「通学補助金」という。）を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市在住者 本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 定期券 西日本旅客鉄道株式会社が発行するF R E X（フレックス）パル（J R福山駅を出発し、J R広島駅以西又はJ R姫路駅以东の新幹線駅を経由するものに限る。）又はバス会社が発行する高速バスの通学定期券（福山市内の停留所を出発するものに限る。ただし、リードライナーについては、道の駅びんご府中を出発するものを認める。）をいう。
- (3) 大学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による市外の大学に在籍する本市在住者（正規の修学年限を経過した者を除く。）をいう。

(補助対象者等)

第3条 通学補助金の交付の対象者は、定期券を購入して、通学する大学生であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ふくやま未来応援隊の会員である者
- (2) 定期券の購入に対して他の補助金の交付を受けていない者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、1年度を単位とする。

(通学補助金の額)

第5条 通学補助金の額は、定期券の購入費の額の2分の1の額（1,000円未満は切捨て）とし、1人について年間500,000円を上限とする。

2 前項に規定する定期券の購入費の額（新幹線を利用した乗継ぎの場合は、新幹線定期券の額に相当する額に限る。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 3か月又は6か月定期券を購入した場合は、実際の購入（予定）額とする。
- (2) 1か月定期券を購入する場合は、3か月定期券の額を3で除して得た額とする。ただし、3か月定期券が発行されていない場合は、1か月定期券の実際の購入（予定）額とする。
- (3) 定期券の購入後に払戻しをした場合は、前2号で算出した額から、払戻しを受けた額を差し引く。

(通学補助金の交付申請)

第6条 通学補助金の交付を受けようとする者は、市外大学への通学支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助の対象となる年度（以下「補助対象年度」という。）のうち市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 本市在住者であることを証する身分証明書の写し
- (2) 大学生であることを証する書類の写し
- (3) ふくやま未来応援隊の会員証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 通学補助金の交付を受けた者が、次年度以降も通学補助金の交付を受けようとする場合は、市外大学への通学支援事業補助金更新申請書に前項に掲げる書類（同項第3号を除く。）を添えて、更新手続を行わなければならない。

3 前項の通学支援事業補助金更新申請書とは、様式第1号の1の区分のうち更新を選択した申請書のことをいう。

(通学補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その審査（面接等を含む。）を行い、適当又は不当の決定をする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、前条の規定により申請をした者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

(責務等)

第8条 申請者のうち補助金交付決定の通知を受けた者（次条において「補助金交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 本市が発信する地元就職の促進に関する情報をメール、郵便等で受け取ること。
- (2) 本市主催又は本市で実施される就職関連事業へ参加すること。
- (3) 前2号の規定により得た情報を、自らのSNSを活用する等して友人等に拡散するよう努めること。

(申請内容等の変更)

第9条 補助金交付決定者は、申請書に記載した事実に変更が生じた場合には、ただちに市外大学への通学支援事業補助金変更申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の変更がわかる書類の写し
- (2) その他市が必要と認める書類

2 前項の承認を受けて、通学補助金の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 市長は前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、その旨を当該補助金交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定内容の変更により通学補助金が増額となった場合、補助金の額は、当初交付決定額を上限とする。

(定期券の払戻し)

第10条 補助金交付決定者は、定期券購入後に定期券を払戻しした場合は、ただちに市外大学への通学支援事業補助金払戻報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 払戻しをした定期券の写し
- (2) 払戻しをした定期券の領収書の写し
- (3) 定期券を払戻しした事実、年月日、金額等を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告があった場合は、市長は、第5条の規定により通学補助金の額を減額し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出及び通学補助金の請求)

第11条 補助金交付決定者は、補助対象年度の3月15日までに、市外大学への通学支援事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した定期券の写し
- (2) 定期券の領収書の写し
- (3) 本市在住者であることを証する身分証明書の写し
- (4) 定期券を払戻しした場合、その事実、年月日、金額等を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、事業の実績について、実績報告時のみならず質問、調査することができ、補助金交付決定者は応じなければならない。

3 市長は、前項の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた補助金交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、規則第14条第1項に定めるもののほか、補助金交付決定者が本要綱第8条第1項に掲げる事項を果たさない場合、又は同第10条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2021年（令和3年）3月19日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の市外大学への通学支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のある補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。